

# 外国為替及び外国貿易法に基づく 輸出貿易管理令等の改正について

(ロシア等の特定団体への輸出等禁止措置)

令和6年6月21日  
経済産業省  
貿易経済協力局  
貿易管理部

# 対ロシア輸出入等禁止措置（全体像）

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、我が国は、G7等の主要国と連携しつつ、ロシア制裁の一環として、広範な輸出入禁止措置を累次に渡って実施。

## （1）国際輸出管理レジームの対象品目（ベラルーシ含む）

軍事転用  
可能な  
品目の  
輸出禁止

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

## （2）軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一部ベラルーシ含む）

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等

## （3）化学・生物兵器関連物品等

※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

## （4）先端的な物品等

産業基盤  
関連品目  
輸出禁止

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

## （5）産業基盤強化に資する物品

※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、1900ccを超える自動車、ハイブリッドエンジン式乗用車、自動車用エンジンオイル等

## （6）石油精製用の装置等

ぜいたく品  
輸出禁止

## （7）奢侈品（しゃし品）

※対象品目：酒類、宝飾品等

## （8）ロシア・ベラルーシ・第三国の特定団体（軍事関連団体）

軍事関連  
団体向け  
輸出禁止

※対象団体 ロシア：国防省、ロシアの航空機メーカー等537団体（※6/21の閣議了解を踏まえ、外務告示により14団体を追加）

ベラルーシ：27団体

第三国（※6/21の閣議了解を踏まえ、外務告示により中国7団体、インド1団体、カザフスタン1団体、ウズベキスタン1団体を追加）：

UAE2団体、アルメニア1団体、中国7団体、インド1団体、カザフスタン1団体、シリア1団体、ウズベキスタン3団体

## （9）一部物品

※対象品目：アルコール飲料、木材、上限価格を超える原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド（ロシアを船積地とする場合、又は原産地とする場合）

## （10）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入

輸出等禁止措置

輸入等  
禁止措置

輸出入  
禁止措置

# 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について

- ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、米EU等の主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、追加のロシア制裁として、外為法に基づき下記の措置を講ずることを6月21日に閣議了解。
- このため、資産凍結・輸出禁止の対象となる団体の指定を行うとともに（外務省告示。下記1～3）、ロシア・ベラルーシ以外の第三国に所在する特定団体への輸出禁止措置に関する輸出貿易管理令を改正する（6月21日閣議決定。下記3）。

## 【6月21日に閣議了解した追加のロシア制裁措置】

### 1 ロシアの関係者等（11個人・29団体）に対する資産凍結等（外務省告示6月21日公布）

本措置による資産凍結等の対象者は、計1301個人・団体（1004個人・297団体）、銀行14行。  
6月21日から実施。

### 2 ロシアの軍事関連団体等（14団体）への輸出等禁止（外務省告示6月21日公布）

本措置による輸出等禁止措置の対象となるロシアの軍事関連団体は計537団体。6月28日から実施。

### 3 ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止（輸出貿易管理令6月26日公布・外務省告示6月21日公布）

制裁迂回に関与した疑いのある計10団体(中華人民共和国7団体、インド1団体、カザフスタン1団体、ウズベキスタン1団体)向けの輸出を禁止。本措置による輸出等禁止措置の対象となる団体は計16団体。※ウズベキスタン向けの輸出禁止は6月28日から実施、中華人民共和国、インド、カザフスタン向けは7月3日から実施。

# 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置**を導入する旨発表（6月21日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（6月21日閣議決定、6月26日公布、7月3日施行）。これに合わせて関連する告示等を整備することにより、上記に関する輸出等禁止措置を導入する。

## ○**ロシア・ベラルーシの特定団体への輸出等禁止措置（外務省告示6月21日公布、6月28日施行）**

- ・対象団体  
ロシア537団体（**今般14団体追加**）、ベラルーシ27団体
- ・輸出禁止対象品目  
全品目（但し、無償の救じゅつ品等を除く）
- ・禁止される役務取引  
公知の技術を除く技術を提供する取引

## ○**ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置（外務省告示6月21日公布、ウズベキスタン向けの輸出禁止は6月28日から実施、中華人民共和国、インド、カザフスタン向けは7月3日から実施。）**

- ・対象団体  
アラブ首長国連邦2団体、アルメニア1団体、中華人民共和国7団体、インド1団体、カザフスタン1団体、シリア1団体、ウズベキスタン3団体（**今般中華人民共和国7団体、インド1団体、カザフスタン1団体、ウズベキスタン1団体追加**）
- ・輸出禁止対象品目  
別表第二の三（ロシア向け輸出禁止品目）に掲げる貨物のうち、第三号（奢侈品）を除いたもの
- ・禁止される役務取引  
外国為替令別表の一から一五に掲げる技術及び外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引（経済産業省告示）別表第一に掲げる技術を提供する取引（公知の技術を除く）

（注意）規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

# 輸出貿易管理令 改正関連部分

(輸出の承認)

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一～一の七 (略)

一の八 別表第二の三(第三号を除く。)に掲げる貨物(別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。)の別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

第四条 (略)

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 (略)

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ～ト (略)

チ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、別表第二の四に掲げる地域を仕向地とするもの(第二条第一項第一号の八に規定する輸出に係るものに限る。)

別表第二の四(第二条、第四条関係)

アラブ首長国連邦、アルメニア、中華人民共和国、インド、カザフスタン、シリア、ウズベキスタン

※           :今回改正部分

## 外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋）及び補足点

（輸出の許可等）

### 第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（役務取引等）

### 第二十五条第六項

主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

# ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3から第1号の8までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、令和5年12月27日から下記により行います。なお、「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」（令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第10号）は、令和5年12月26日限り、廃止します。

## ○適用品目等

- (1) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第一号の二、第二号（32）から（85）まで、第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの
- (2) 輸出令別表第2の3に掲げる貨物（同表第三号に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とするもの
- (3) ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とするもの
- (4) ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるもの
- (5) ロシアを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるもの
- (6) 輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令別表第2の3（同表第三号を除く）に掲げる貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるもの

（注）上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

なお、上記（2）～（5）において、輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに該当する貨物のうち、第三号にも該当する貨物の輸出については承認を行わない。

# ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について

## ○輸出の承認

今般の輸出規制対象貨物のロシア等を仕向地とする輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.～9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

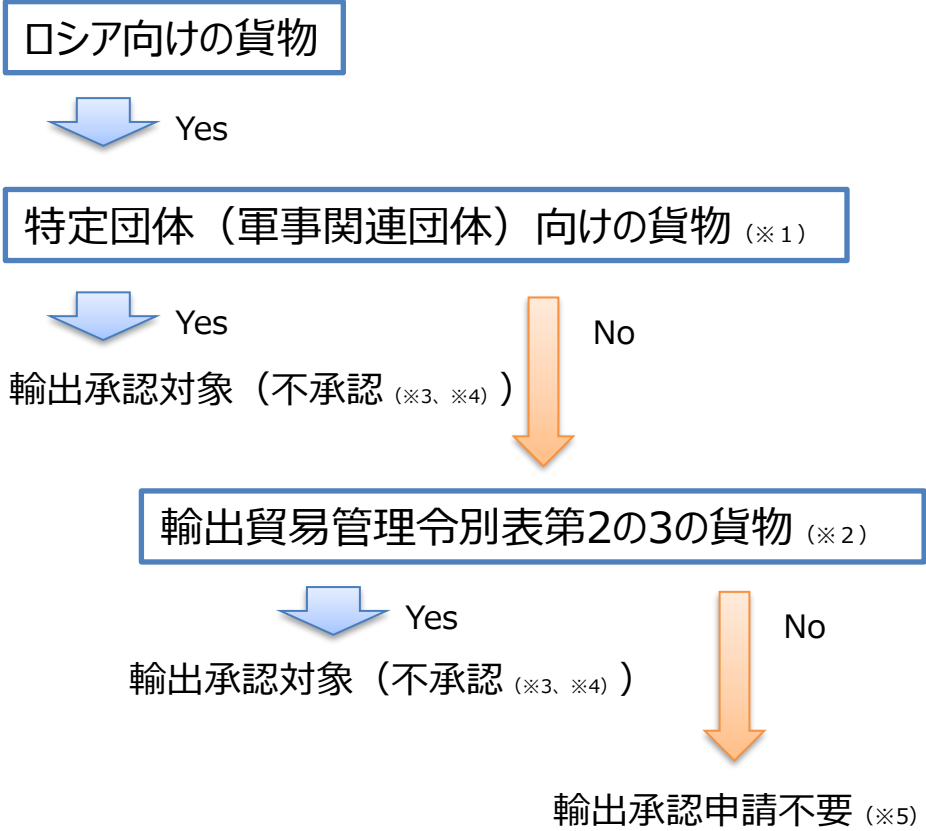
1. 食品・医薬品
2. 人道支援の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出
9. 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

※米、EU27か国、豪、加、NZ、英、韓国、ノルウェー、スイス



# ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。



- (※ 1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※ 2) 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）
- (※ 3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は前頁を参照
- (※ 4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いゆつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- (※ 5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～8の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

## 輸出禁止対象となるロシアの特定団体の追加（外務省告示6月21日公布）

- 524 デバイス・コンサルティング（別称、デバイス・コンサルティング有限公司）
- 525 SMTアイロジック（別称、SMTアイロジック、有限公司SMTアイロジック）
- 526 株式会社コンペル
- 527 ハーティスDV有限公司（別称、トレード・ハウス・アルコパネル有限公司）
- 528 IDソリューション有限公司
- 529 オレルメタルポリマー有限公司（別称、オーエムピー有限公司）
- 530 株式会社ゲオミール（別称、インジェネルニー・センター・ゲオミール株式会社、インジェネルニー・センター・ゲオミール、非公開株式会社インジェネルニー・センター・ゲオミール、非公開株式会社エンジニアリング・センター・ゲオミール）
- 531 株式会社セット1
- 532 有限公司アラブガ・ヴォロクノ（別称、アラブガ・ファイバー有限公司、有限公司アラブガ・ヴォロクノ）
- 533 有限公司アルバトロス
- 534 株式会社ヴェガ無線工学コーポレーション（別称、株式会社コンツェルン・ヴェガ、コンツェルン・ヴェガ、株式会社無線工学コーポレーション・ヴェガ及びコンツェルン・無線工学ヴェガ）
- 535 株式会社VNIIRプログレス
- 536 株式会社SEZアラブガ（別称、株式会社工業生産型経済特区アラブガ及び株式会社OEZ PPTアラブガ）
- 537 有限公司アラブガ・デベロップメント

## 輸出禁止対象となるロシア・ベラルーシ以外の特定団体の追加（外務省告示6月21日公布）

### 【中華人民共和国】

- 1 アルファ・トレーディング・インベストメンツ有限公司
- 2 アジア・パシフィック・リンクス有限公司
- 3 グアンジョウ・オーサイ・テクノロジー有限公司
- 4 シェンジェン5Gハイテク・イノベーション有限公司（深圳五力高科創新有限公司）（別称、シェンジェン・ウーリー・ガオクー・チュアンシン・ヨウシエン・ゴンズー及びシェンジェン・ウーリー・ガオクー・イノベーション・サイエンス・アンド・テクノロジー有限公司）
- 5 シェンジェン・ビーグアン・トレーディング 有限公司（深圳比广貿易有限公司）
- 6 トルダン・インダストリー 有限公司
- 7 イールーフア・エレクトロニクス有限公司（深圳市亿路发科技有限公司）

### 【インド】

- 1 Si2マイクロシステムズ有限公司

### 【カザフスタン】

- 1 エレム・グループ有限公司（別称、エレム・グループ）

### 【ウズベキスタン】

- 3 エムヴィジョン有限公司

## 貿易管理トップページ

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html)

## 対ロシア等制裁関連のページ

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

### ・輸出入に関するご相談

(可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください)

⇒貿易管理部 貿易審査課

お問い合わせメール宛先

[bzl-russia-seisai@meti.go.jp](mailto:bzl-russia-seisai@meti.go.jp)

### ・制度に関するご相談

⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先

[bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp](mailto:bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp)